

京丹後市まちづくり基本条例素案

前文

第1章 総則

- 第1条 目的
- 第2条 用語の定義
- 第3条 条例の位置付け
- 第4条 まちづくりの基本理念

第2章 まちづくりの原則

- 第5条 情報共有の原則
- 第6条 市民参加の原則

第3章 情報の共有及び公開

- 第7条 個人情報保護
- 第8条 情報に関する権利
- 第9条 情報を共有するための制度

第4章 市民参加

- 第10条 市民の権利
- 第11条 市民の役割
- 第12条 青少年の権利

第5章 市議会

- 第13条 市議会の責務
- 第14条 市議会議員の責務

第6章 市長及び市職員

第1節 市長及び市職員の責務

- 第15条 市長の責務
- 第16条 職員の責務

第2節 財政運営

- 第17条 財政運営の基本
- 第18条 財政状況の公表
- 第19条 財産管理

第7章 住民自治

- 第20条 住民自治の定義
- 第21条 住民自治に関する住民の役割
- 第22条 住民自治に関する市の責務
- 第23条 住民自治組織の設置運営

第8章 市政運営

- 第24条 市政運営の基本
- 第25条 行政評価
- 第26条 外部監査
- 第27条 連携及び交流
- 第28条 危機管理体制の確立
- 第29条 子どもの育成

第9章 住民投票

- 第30条 住民投票の実施
- 第31条 住民投票の条例化

第10章 条例の改正

- 第32条 条例の検討及び見直し手続き

前文

私たちの京丹後市は、新たな地方分権時代のまちづくりに対応するため、平成16年（2004年）4月に旧中郡の峰山町及び大宮町、旧竹野郡の網野町、丹後町及び弥栄町、旧熊野郡の久美浜町の6町が合併して誕生しました。

市域は、丹後半島の美しい海岸線や清らかな河川、緑あふれる山野などの豊富な自然に包まれており、域内各地には「古代丹後王国」を物語る古墳や遺跡が数多く存在しています。

そのような環境の中で当地は、丹後ちりめんによって代表される地場産業や、それぞれの土地に根ざした文化を育みながら地域社会を形成してきました。

京丹後市となって新たな歴史の一步を踏み出した今、私たちは市民主権という自治の原点に立ち、市内それぞれの地域の特性を活かしながら、まちづくりを市民みんなで考え、みんなで責任をもって進めていく必要があります。

また、市民が主体的にまちづくりにかかわることで、市民と市が協働して明日の京丹後市を築くための仕組みづくりを行い、それを未来へと引き継いでいかなければなりません。

このような考えに基づき「市民みんなが住みやすく、将来に希望のもてる」京丹後市を目指し、市の最高規範として、この条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、京丹後市の目指すまちづくりの基本理念を明らかにするとともに、まちづくりの基本的なことがらを定め、自治と協働によるまちづくりの実現を図ることを目的とする。

【解説】

条例制定の目的を明文化しています。この条例は、京丹後市がどのようなまちづくりを行うのか、そしてそのためには何が必要なのかを明らかにし、市民一人ひとりが自分たちの地域は自分たちでつくるという意識を持ちながら、市民と市がいっしょになって理想のまちづくりを実現することを目的としています。

（用語の定義）

第2条 この条例において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）市民 市内に住む者、市内で働く者、学ぶ者、活動するもの及び市内で事業を営むものをいう。
- （2）市 市議会及び市の執行機関を含めた地方公共団体をいう。
- （3）自治 自分たちのことは、自分たちで考え行動し、治めることをいう。
- （4）協働 市民及び市並びに市民相互が目的を共有し、それぞれの役割と責任を担いながら、お互いに補完し協力することをいう。
- （5）参加 まちづくりに関して、市民が意見を述べ、又は計画、実施及び評価に主体的にかかわることをいう。

【解説】

この条例の中で使用する基本的な用語について、認識を共通にするための定義付けを行っています。

（条例の位置付け）

第3条 この条例は、まちづくりの基本的なことからについて、市の定める最高規範であり、市は、他の条例、規則等によりまちづくりの制度を設け、又は実施しようとする場合においては、この条例に定める事項を最大限に尊重しなければならない。

- 2 まちづくりを総合的かつ計画的に進めていくための基本構想及びこれを実現するための基本計画（以下「総合計画」という。）、並びにまちづくりに関するその他の計画は、この条例の内容に即して策定しなければならない。

【解説】

「まちづくり基本条例（自治基本条例）」は「自治体の憲法」とも言われており、市が定める全ての条例や規則などの最高位に位置づけられています。ですから、他の条例・規則などで定められることがらは、この条例に書かれていることがらに矛盾しないようにしなければなりません。

また、市が総合計画を始めとするまちづくりに関する計画を策定する際は、この条例との整合性をはからなければなりません。

（まちづくりの基本理念）

第4条 市民及び市は、自治と協働により、次の各号に掲げるまちづくりを推進する。

- （1）健やかで生きがいのある暮らしを実現するまちづくり
- （2）安全で安心して暮らせるまちづくり
- （3）お互いに支え合い、助け合うまちづくり
- （4）歴史・文化、地場産業等の地域資源を活かしたまちづくり
- （5）美しいふるさとの自然環境を守り次代に継承するまちづくり
- （6）次代を担う子どもたちが「学び」を通じて夢をいただき、いきいきと成長するまちづくり

【解説】

市民と市がいっしょになってどのような京丹後市をつくっていくのかという、まちづくりの基本的な考えを示しています。

この6項目は、魅力ある京丹後市づくりの指針として平成18年3月に策定された「第1次京丹後市総合計画」に掲げたまちづくりの6つの基本方針とも趣旨を同じくしています。

第2章 まちづくりの原則

（情報共有の原則）

第5条 まちづくりは、市民及び市が市政全般についての情報を共有することを原則として進めなければならない。

【解説】

まちづくりを進める上で欠くことのできない原則の一つとして、情報の共有を掲げています。

市の持つ情報を市民に提供し共有することはもちろんですが、市と住民相互が情報を発信しあい、強い信頼関係を築いていくことが大切です。

（市民参加の原則）

第6条 まちづくりは、市民参加により市民の意思を反映していくことを原則として進めなければならない。

【解説】

まちづくりのもう一つの原則として、市民の参加を掲げています。以前のまちづくりは、どちらかといえば行政を中心に行われてきましたが、現在のまちづくりは、市民の積極的な参加により、市民と市がお互いに協力して築きあげていく姿勢抜きには考えられません。

第3章 情報の共有及び公開

（個人情報の保護）

第7条 市は、個人の権利及び利益が侵害されることのないよう個人情報の収集、利用、提供、管理等について必要な措置を講じなければならない。

【解説】

情報化社会の進展の一方で、個人情報の漏洩が大きな社会的問題となっています。本条では、市が市民の個人情報を扱う場合に、個人の権利や利益が侵されることのないよう、必要な手だてを講じることを定めています。

（情報に関する権利）

第8条 市民は、法令で制限されるものを除き、市の保有する情報の提供を受け、又は自ら取得する権利を有する。

【解説】

第5条の「情報共有の原則」に基づき、市民が市から情報の提供を受ける権利があること、また市民自らが市に情報を求めて取得する権利があることを定めています。

（情報を共有するための制度）

第9条 市は、市民との情報共有を進めるため、次の各号に掲げる制度が充実するように努めるものとする。

- （1）市の情報を分かりやすく提供する制度
- （2）市の会議を公開する制度
- （3）市の保有する文書その他の記録を請求に基づき公開する制度
- （4）市民の意見、提言等ができる制度

【解説】

情報の共有を進めるためには、市は政策などの意思決定過程を明らかにすることを含め、条文に掲げる4項目の制度を充実させ、市民が平易にそして安心して情報の受発信ができるように努めなければなりません。

第4章 市民参加

（市民の権利）

第10条 市民は、まちづくりの主体であり、等しくまちづくりに参加する権利を有する。

【解説】

市民こそが京丹後市のまちづくりの主役であり、すべての市民が対等な立場でまちづくりに参加する権利があることを明らかにしています。

（市民の役割）

第11条 市民は、まちづくりの主体であり、まちづくりへの参加が自治と協働を進めるものであることを自覚して、まちづくりに参加するように努めなければならない。

2 市民は、まちづくりへの参加に当たり、自らの発言と行動に責任を持たなければならない。

3 市民相互は、連帯と協力を基本にして、互いの意見と行動を尊重しなければならない。

【解説】

前条に定める市民の権利を保証するための市民自らの役割を明記しており、まちづくりに対する自覚と、責任のある発言・行動を促しています。

また、市民どうしは、みんなで一緒になってまちづくりを行っていくという気持ちを持って、お互いを尊重し合うことを求めています。

（青少年の権利）

第12条 満20歳未満の青少年は、それぞれの年齢にふさわしいまちづくりに参加する権利を有する。

【解説】

次代を担う青少年達は、まちづくりの重要な構成員です。青少年達がそれぞれの年齢にあった関わり方で、まちづくりに参加できることを定めています。

第5章 市議会

（市議会の責務）

第13条 市議会は、議決機関としての責任を常に自覚し、まちづくりの展望をもって活動しなければならない。

2 市議会は、広く市民から意見を求めるよう努めなければならない。

3 市議会は、主権者たる市民に議会における意思決定の内容及びその経過を説明する責務を有する。

【解説】

市の意思決定機関である市議会の責務を明記しています。責任ある活動と広聴の必要性のほか、意思決定の結果はもとより、そこに至るまでの経過を市民に説明することの責任を定めています。

（市議会議員の責務）

- 第14条 市議会議員は、議会運営を通じて自治の実現及びまちづくりの推進に努めなければならない。
- 2 市議会議員は、総合的な視点に立って、公正かつ誠実に職責を遂行し、市民の負託に応えなければならない。
 - 3 市議会議員は、政策の提言及び提案に努めなければならない。

【解説】

本条では、市議会議員の責務を定めています。市議会議員は、議会での活動を通じて市民本位のまちづくりを進め、全体の代表者として市民の信頼に応えるとともに、まちづくりの推進のために、議員自らが進んで政策の提言・提案に努めることを求めています。

第6章 市長及び市職員

第1節 市長及び市職員の責務

（市長の責務）

- 第15条 市長は、市政の代表者としてこの条例の理念を実現するため、法令を誠実に遵守し、公正かつ誠実に市政の執行に当たり、まちづくりの推進に努めなければならない。
- 2 市長は、前項の責務を果たすため、職員を指揮監督し、人材育成に努めなければならない。

【解説】

第1項で、自治体の代表者であり地方分権によってますます大きな権限が与えられている市長は、第4条に掲げたこの条例の基本理念の実現を図るために、国の法律や市の条例等に従って市政を進めなければならない旨を定めています。

第2項では、市長が第1項に掲げたことがらを進めるために、市職員をしっかりと指導し育てていかなければならないことを定めています。

（職員の責務）

- 第16条 職員は、自らも地域社会の一員であることを認識するとともに、全体の奉仕者であることを自覚し、市民と協働してまちづくりの推進に努めなければならない。
- 2 職員は、公正、誠実かつ効率的に職務を遂行しなければならない。
 - 3 職員は、職務の遂行に必要な知識、技能等の向上に努めなければならない。

【解説】

市職員も一市民であり、地域住民でもあります。職員は、それを念頭におきながら、市政の一翼を担う立場から、市民といっしょになってまちづくりを進めていくことが大切です。

第2項では、職員に全体の奉仕者としての公正・誠実な態度が求められるとともに、創造的で効率を重視した仕事をしていく必要があることを明記しています。

第3項では、職員が行政のプロと呼ばれるのにふさわしい能力を発揮するために、自らの知識や技術の向上に努めることを求めています。

第2節 財政運営

（財政運営の基本）

第17条 市長は、総合計画及び行財政改革大綱を踏まえ、予算の編成及び執行を行い、財政の健全性の確保に努めなければならない。

【解説】

健全な財政運営を行うことは、市政運営の必須条件です。今後の市の進むべき方向を定めた総合計画、また行政・財政改革の道筋を定めた行財政改革大綱に基づいて、最小の経費で最大の効果が得られるようにすることが求められます。

（財政状況の公表）

第18条 市長は、毎年度の予算編成から決算認定まで、市民にわかりやすい方法で公表していくことに努めなければならない。

【解説】

市の財政状況を市民に明らかにすることは、行政の透明性を確保する上でたいへん重要なことです。市の予算の策定から決算の認定までの過程を市民にわかりやすく説明していくことが必要です。

（財産管理）

第19条 市長は、市の財産の保有状況を明らかにし、その財産の適正な管理及び効率的な運用を図らなければならない。

【解説】

市がどのような財産（土地、建物、基金等）を持っているかについて市民に明らかにし、それらの財産を良好な状態で管理するとともに、それぞれの財産の所有目的に応じて最も効率的に運用しなければならないことを定めています。

第7章 住民自治

（住民自治の定義）

第20条 住民自治とは、一定の地域において、市民自らが、地域の発展のために意思決定に参加し、自ら考え行動することをいう。

【解説】

本条で言う一定の地域とは、区・自治会・町内会やそれらがいくつか集まった範囲を指します。地域住民が自分たちの意思と責任に基づいて主体的に地域を治めることは、市全体のまちづくりを行う上でたいへん重要なことです。

（住民自治に関する市民の役割）

第21条 市民は、住民自治の重要性を認識し、自ら住民自治活動に参加するよう努めなければならない。

【解説】

市民自らが、地域の自主、自立の必要性を理解するとともに、住民自治活動に参加することが求められます。

（住民自治に関する市の責務）

第22条 市は、市民が自主的・主体的に行う住民自治活動を尊重し、必要に応じて支援する。

【解説】

住民自治は、自主的・主体的に行われるものでなければなりません。ですから、市はその自主性・主体性を尊重して、「必要に応じて」支援を行うことを明記しました。

（住民自治組織の設置運営）

第23条 地域では、その発展、振興及び活性化を図るために、区・自治会をはじめ、市民活動団体等で構成する住民自治組織を設置運営することができる。

- 2 住民自治組織は、それぞれの地域の振興を図るために自ら取り組む活動方針、活動計画等をつくりその実現に努めるものとする。
- 3 住民自治組織は、広域的な連携に努めるものとする。

【解説】

区や自治会など既存の住民自治組織は、既存の組織どうしで、また市民活動団体等（NPO、ボランティア団体、婦人会、老人クラブ、PTA等）を含めて新たな住民自治組織を設置し、運営することができることを定めています。

第2項では、住民自治組織が活動する上での方針や計画の必要性を、第3項では、他の住民自治組織との連携の必要性を明記しています。

第8章 市政運営

（市政運営の基本）

第24条 市は、まちづくりに関する市民の自主性及び自立的な活動を尊重するとともに、国籍、性別、年齢、社会・経済的環境等にかかわらず、様々な主体がまちづくりに果たす役割を重視して、権利の保障と拡充に努めなければならない。

- 2 市は、計画策定、企画立案から実施及び評価に至るまでの過程において、市民が広く参加及び協働できる機会の確保に努めなければならない。
- 3 市は、市政について市民にわかりやすく説明する責任を果たすよう努めなければならない。

【解説】

市民だれもが等しくまちづくりに参加できるようにするために、市が果たすべき責務を明記しています。

第2項では、市の施策の企画から実行・検証に至るまでの全過程における市民参加の機会確保のための努力を、第3項では市政全般についての市民への説明責任を定めています。

（行政評価）

第25条 市は、政策等の目的と成果を明らかにするとともに、効率的かつ効果的な市政運営を行うため、行政評価の実施に努め、その結果をわかりやすく公表するものとする。

【解説】

行政評価とは、市の行っている様々な仕事が、費用に見合った効果を挙げているかどうかを検証する制度です。市は行政評価を実施するだけでなく、それを市民にわかりやすい形で公表する必要があります。

（外部監査）

第26条 市は、適正で効率的な行財政運営を確保するため、外部機関その他第三者による監査を実施することができる。

【解説】

市の仕事を評価する方法として、市役所内部における検証だけでなく、場合によっては専門の評価機関などの第三者による監査を実施できることを明記しています。

（連携及び交流）

第27条 市は、近隣自治体その他機関等との情報共有と相互理解のもと、連携及び協力を努めるものとする。

2 市は、国際交流を推進し、国際的な視野に立ったまちづくりの推進に努めるものとする。

【解説】

市は、丹後地区広域圏内の市町（宮津市、伊根町、与謝野町）、豊岡市を始めとする近隣自治体や国や府などと情報共有を図り、さまざまな分野（環境、衛生、福祉、教育、産業、交通など）で連携・協力していくことを定めています。また、国際化社会の進展にともない、まちづくりには国際的な視野も求められています。

（危機管理体制の確立）

第28条 市は、市民の身体、生命、財産及び暮らしの安全確保に努めるとともに、緊急時に、総合的かつ機能的な活動が図れるよう危機管理体制の確立に努めなければならない。

【解説】

日常生活の中では、大地震や大型台風の到来、新たな感染症の流行など、予期せぬ危機を想定する必要があります。市は、それらの危機に備えて迅速かつ的確な対応が取れるようにする必要があります。

（子どもの育成）

第29条 市及び市民は、子どもが健やかに育つ環境をつくる責務を有する。

【解説】

子どもは家族の宝であると同時に地域の宝、そして市の宝でもあります。家庭や地域で、また行政も総力をあげて、次代を担う子ども達の健全育成に取り組まなければなりません。

第9章 住民投票

（住民投票の実施）

第30条 市は、市政にかかわる重要事項について、直接、市民の意思を確認するため、住民投票の制度を設けることができる。

【解説】

住民に対する直接の意思確認の手段として、住民投票があります。本条では、市政にかかわる重要なことについて住民投票が行えることを定めています。

（住民投票の条例化）

第31条 住民投票に参加できる者の資格その他住民投票の実施に必要な事項は、別に条例で定める。

2 前項に定める条例に基づき住民投票を行うとき、市長は住民投票結果の取扱いをあらかじめ明らかにしなければならない。

【解説】

住民投票の制度を設ける場合、その制度に関する具体的なことについては、この条例では定めずに、別に条例を設けることとしています。

第2項では、市長が投票結果の取扱いをあらかじめ明らかにすることとしており、市民は投票結果がどのように扱われるのかを事前に承知したうえで投票に臨むことができます。

第10章 条例の改正

（条例の検討及び見直し手続き）

第32条 市は、この条例の施行後4年以内ごとに、この条例が京丹後市にふさわしいものであり続けているかどうか等を検討し、その結果に基づき見直しをするものとする。

2 市は前項の規定による検討及び見直しを行うに当たっては、市民の意見を聴取するとともに、これを反映させなければならない。

【解説】

この条例は、時代とともに育っていく条例と位置づけています。時代経過に即した条例に育てていくため、見直しを行うこととしています。

また、市民参加によって作り上げられたこの条例の見直しに当たっては、当然のこととして市民参加で取り組む必要があります。

附 則

この条例は、平成 年 月 日から施行する。